

自然保護助成基金 助成費目一覧表

適用：2023年度以降のプロジェクト

費目	説明	備考
a. 器具・備品費	研究や活動に使用するための1点10万円以上の機器・備品の購入費。 ※ただし、カメラやドローン等、汎用性が高いものについては、10万円以下でも器具・備品費に該当する。	・カメラトラップ、GPS、ドローン等、研究・活動に不可欠な機器類。機器の取り付け費やコンピュータプログラムなども含む。 ・研究室等に備え付けの備品(PC含む)は原則不可。ただし、備え付け以外で助成対象研究・活動に特に必要性が認められる場合は計上可。
b. 消耗品費	文具用品、試薬・試料、実験の部品等の消耗品および1点10万円未満の機器・備品の購入費。	USBフラッシュドライブ、SDカード、電池などを含む。
c. 委託費	コンピュータプログラム開発、機械設計、分析、試験、写真図化等の外部業者への委託費。	グループメンバー(以下メンバー)が役員となっている企業などへの委託は認められない。
d. 賃金・謝金		
・協力者謝金	メンバー以外の外部協力者からの助言、協力に対する謝金。	メンバーへの人件費・日当の支払いは不可。 ただし、国内活動助成【地域NPO活動枠】に限り、上限30%まで(満額申請の場合、最大30万円まで)メンバーへの人件費や日当を認める。
・補助者謝金	研究や活動に必要な補助作業に従事するメンバー以外の臨時雇用者に対する賃金・謝金。	実験・調査要員、採取・採集員、通訳、運転者、現地案内人など。アルバイト費の上限は時給1,500円、日当の上限は12,000円。
e. 旅費		
・国内旅費	片道100 kmを超える出張にともなう交通費、宿泊費、雑費、レンタカー代。	ガソリン代(※)及び高速道路等利用料の実費支出も含む。 ※ガソリン代は以下のいずれかの方法(支出計画書は①)で計算する。 ①移動区分を明記の上、移動距離に基づき15円/kmで積算する。 ②車移動の始点でガソリンを満タンにし(A)、移動後に終点でもガソリンを満タンにする(B)。Bの領収書の金額を実際の使用分として計上する。(A・Bの領収書を会計報告時に添付する。)
・海外旅費	プロジェクトの実施を目的とした渡航費、現地交通費、宿泊料、雑費(諸手続費用、保険料、税金など)。	・海外助成の渡航費は上限30%まで。 ・留学等を目的とした長期滞在費は不可(調査研究活動の一環としての短期滞在費は可)。
f. 交通・通信・運搬費	交通費(片道100 km以内の移動費、通信費、書類の送料、機器などの運搬費)。	
g. 図書・資料費		
・図書購入費	書籍、論文等の購入費。	
・資料費	航空写真、地図、マイクロフィルム、各種テープ等の資料の購入費。	
・印刷複写費	研究調査のための調査票、集計表の印刷費、書類・文献等の複写費。	
h. 印刷費	配布パンフレット、チラシ、成果品の印刷費。	印刷物の作成を目的に助成を受けた場合の印刷費用など。
i. 会議費	会場借用料、茶菓代、弁当代	懇親会費は不可。
j. 借用費	実験地等の不動産の借料。設備、機器、調査用航空機、船舶の借料、コンピュータプログラムの借料。	グループ組織の運営管理にかかるものは除く。レンタカー代は除く(旅費に含めること)。
k. 雑費	振込手数料、動物・植物の飼育費用、実験の光熱水料、翻訳料、保険料(海外旅行の保険は除く)、写真の現像代、設備・器具類の保守管理費、その他。	プロジェクト内容発表のための学会参加費、論文投稿費、英文校閲費は上限10%までの範囲内で支出可。所属機関の一般管理費(間接経費)は支出不可。
l. 助成成果発表会/報告会出席経費*	助成グループの所在地から東京山手線までの往復の交通費、宿泊費(日帰りが困難な場合)。	・発表者1名分に限る。 ・日帰りが困難な場合は、宿泊費(上限10,000円/泊)も支出可。ただし、遠隔地の場合でも最大2泊まで。(なるべく航空券+ホテルのパッケージツアーを利用すること。) ・海外助成の助成成果発表会出席経費の支出は不可。

*助成期間終了後に各助成グループ代表者が集まって開催する助成成果発表会・報告会に出席(発表)するための経費です。記入がない場合は、自己負担にてご参加いただきます。なお、新型コロナウイルスの影響等によりオンライン開催となる場合もあります。出席経費は他費目への流用は可能ですが、他費目からの流用は不可です。